

青少年のインターネット利用環境における ステークホルダーに対する政策提言

——人間発達環境からみる安全なインターネット環境と政策的課題——

齋藤 長行

要旨

近年、青少年のインターネット利用を巡り、様々な社会問題が生じており、発達段階にある青少年のインターネット利用における保護政策を講じる必要がある。本稿では、Bronfenbrenner (1979)が提唱した「人間発達の生態学」を援用して、日本におけるTVメディア以降のメディアの歴史の変遷をたどりつつ、近年のメディア利用環境における青少年保護の政策的課題を明らかにすることを目指す。特に、人間発達環境の4つのレイヤーにおいて青少年保護の責務を担うステークホルダーである政府・自治体、インターネット関連企業、学校、PTA組織および保護者に課された責務を総務省が開発した「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標 (ILAS)」の調査結果をもとにして明らかにする。

Abstract

In the recent years, various problems have been occurring regarding the internet usage of teens and children, resulting to the enforcement of protective policies to shield these users, who are in their development stage, from various online risks. This study aims to shed light on the policy issues for the protection of children online with the aid of “The Ecology of Human Development” that was proposed by Bronfenbrenner (1979). Particularly, it determines the responsibilities of stakeholders, who belong to the four layers of “The Ecology of Human Development”, such as the national and local governments, internet-related establishments like Telecommunications companies and content-providers, schools, PTAs, and parents in the clue findings of The Internet Literacy Assessment indicator for Students (ILAS).

1. はじめに

近年、青少年のインターネット利用を巡り、様々な社会問題が生じている。テキストでの対話から生ずるディスコミュニケーションの問題、架空請求問題、違法有害情報との接触、犯罪者との遭遇による福祉犯罪被害など多様な問題が生じている。特に、2012年以降、青少年の間にスマートフォンが急速に普及

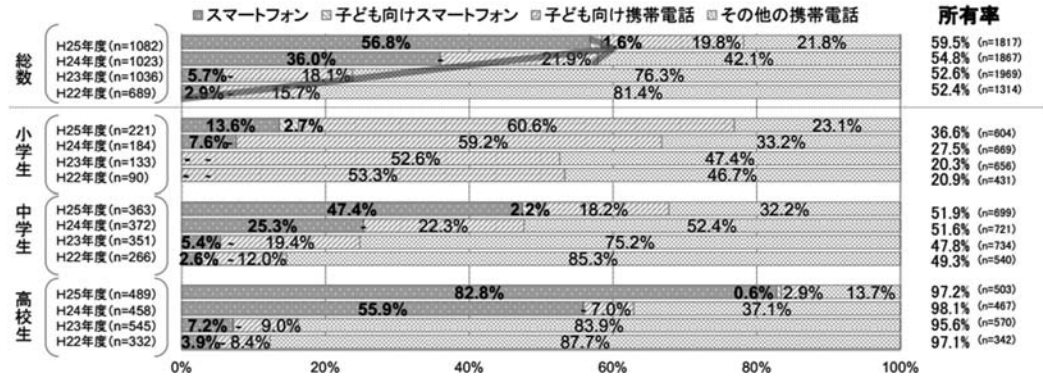


図1：青少年の機種別携帯電話利用率

出所：内閣府(2014)

し、彼らのインターネット接続環境に変化をもたらしていることが問題発生トリガーとなっている。

内閣府(2014)の調査によれば、2010年の時点で、携帯電話を所有する青少年の2.9%がスマートフォンを所有していたにすぎなかったが、2013年には、その所有率が56.8%までに急増している。特に、高校生においては、携帯電話を所有する高校生の82.8%がスマートフォンを所有している(図1参照)。

スマートフォンは、これまで普及していたフィーチャーフォンのインターフェイス性を高めることにより使いやすく、インターネット接続環境を改善させた。特に、インターネット回線を従来の3G回線のみならず、wi-fi回線も利用することを可能としている。しかし、このwi-fi回線の利用は、従来青少年保護対策として利用されてきた3G回線向けのフィルタリングのみでの違法・有害情報対策を機能不全に陥らせている。さらに、携帯電話会社から提供されるデフォルトの3G回線向けのフィルタリングを利用した場合、SNSとして一般的に普及しているTwitter、Facebook、LINE¹はフィルタリングの対象となり、ブロックされていた。このような理由から、フィルタリングの利用率が低下している。内閣府(2014)の調査においては、2013年の時点で、スマートフォンを利用する青少年のフィルタリングの利用率は3G回線向けのフィルタリングが37.2%、wi-fi回線向けが9.5%と低い利用率にとどまっている。

フィルタリングを利用しないということは、青少年にとって不適切な情報に遭遇する危険度を高めてしまうことが考えられる。なぜなら、今日、ソーシャルメディアの利用から、ネットいじめやネット依存の問題が社会問題化しており、この問題に対する社会的な対応が必要とされているからである。

インターネットを利用する青少年の保護政策を効率的にし、その効果を高めるためには、インターネットを利用する青少年の保護政策に関係する政府、自治体、企業、学校組織、保護者などの各ステークホルダーの共同的な取組が重要だと言える。本稿では、青少年のメディア利用環境を分析するとともに、青少年のインターネット利用に関係するマルチステークホルダーの政策的責務を明らかにすることにより、青少年保護政策に向けた政策提言を目指す。

2. 人間発達環境からみるインターネット上の青少年保護の必要性

インターネットから隆起する様々なリスクは、全てのインターネットを利用するユーザーが直面する問題である。しかし、特に青少年はリスクに対する知識や、そのリスクがもたらすであろう負の影響、さらにはリスクに対する判断力が十分に備わっているとは言えない。このことから、彼らに対する保護が必要

であると言える。しかし、青少年保護を的確に行うためには、青少年の発達環境を踏まえた青少年保護を講じる必要が有る。Bronfenbrenner (1979)は、人が生活している生態的環境を4つの領域に分類している。直接本人が経験し影響を受けその後の行動を方向づける「マイクロシステム」、家庭や学校の等の関係から影響される行動様式や役割などの「メゾシステム」、親の人間関係や担任教員の人間関係など直接経験するのではないが本人のマイクロシステムに影響を及ぼす「エクソシステム」、社会における生活環境や文化的な背景等の「マクロシステム」と4つの発達環境を定義している。これらの環境が、青少年に対し直接的・間接的に人の発達に影響を及ぼしていると言えよう（参照：図2）。

そこで、歴史的な観点からメディアの発展が青少年にどのような影響を与えたのか、そこにおいて保護者、メディア関連企業および政府の関わりはどのように変化して行ったのかについて、Bronfenbrennerの理論を基に考えて行きたい。特に近年のスマートフォンやソーシャルメディアの普及が、青少年保護を困難足らしめている要因について言及する。

2.1. テレビ時代の青少年の発達環境

1980年代ごろに遡ると、青少年のマイクロシステムに直接影響を与えるメディアは、テレビであったと言える。当時は、テレビから発信される暴力シーン等の有害情報や（湯川，2003）、長時間視聴等などが問題にされていた（向田，2003）。この時代の青少年保護としては、テレビ局の放送倫理規定により、青少年にとって有害であるとされる情報は排除されたり、成人向けの内容は深夜枠で放送されるなど、放送倫理規定が青少年の発達のマイクロシステムに対するボトルネックとなり（放送倫理・番組向上機構，2013）、有害情報対策は機能していた時代であると言える。

また、テレビは主に居間等の保護者の目が届く場所に設置されていたことから、保護者によるペアレンタル・コントロールが機能し、保護者自ら青少年のマイクロシステムに対する制御が可能な時代であったと言える。

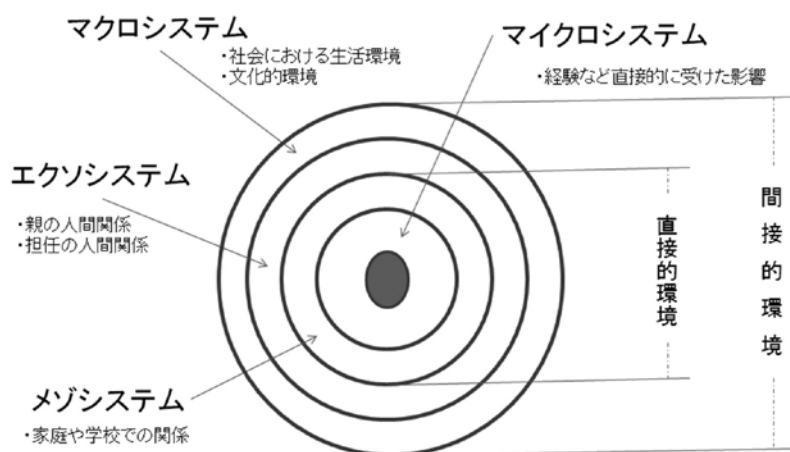


図2：Bronfenbrennerの『人間発達の生態学』のイメージ図

出所：柏木、古澤、宮下 (2005)

2.2. インターネット時代の到来と青少年の発達環境

1990年代中盤以降、一般の人々がインターネットを利用できるようになった。これにより、受信者も自ら情報を発信することが可能となった（吉見・水越 2004）。このことは、発信者側の倫理規定を基にした有害情報に対するボトルネックが十分に機能しない時代を向かえたことを意味する。

しかし、この当時にインターネットを利用しているのは成人や大学生などであったことや、現在の様な常時接続環境ではなかったことから、青少年の発達のマイクロシステムに対するインターネットの有害情報の影響は限定的であったと考えられる。

2.3. インターネットの大衆化時代の青少年の発達環境

これに対し、青少年のメディア環境が大きく変化したのが2000年から始まるADSLや光回線にみるブロードバンド接続環境の普及と、携帯電話のIP接続サービスの開始と言える。ブロードバンド接続環境が整備されたことにより、ユーザーのインターネット接続環境が劇的に向上したとともに、これまでテキストが主であったコミュニケーション環境が、画像、動画や音声等を使った多様なコミュニケーションが可能となった。さらに、インターネット上でのコミュニケーション環境を提供するブログ、プロフやSNS等のコミュニケーション・サービスが登場した。

この時代の問題は、有害情報に対するボトルネックが十分に機能していない状況であるにも拘らずに、青少年がインターネットを日常的に利用するようになったことである。さらに事態を拡大させる要因としては、青少年がフィーチャーフォン等の高機能な携帯電話を所有し始めたことにある（内閣府, 2006）。これにより、青少年は保護者の目の届かないところで、日常的にインターネットに接続できる環境の中に身を置くこととなった。そして、この時期からインターネットを使う青少年が学校裏サイトでのいじめやプロフを介した犯罪者との遭遇等、様々なトラブルに巻き込まれるようになり、徐々にそのトラブルが顕在化して行った（下田 2008, 文部科学省 2008a）。

この様な状況に対するマクロシステム・レベルの対策として、政府は2008年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を立法し、2009年に本法を施行した。本法では、青少年が有害情報に遭遇する機会を可能な限り軽減させるための技術的な保護対策としてのフィルタリングの推進をするとともに（14条）、青少年が自らインターネットのリスクを回避するための能力を身につける為の啓発教育の普及が規定されている（13条）。さらに、それらの青少年保護活動を業界団体、教育界、保護者等のマルチステークホルダーがそれぞれの立場から協力し、青少年のインターネット環境の整備を推進して行くことを本法の趣旨としている（16条）（中谷, 2008）。この様に、青少年のメディア環境に対するマクロシステムとしての本法の施行を基に、エクソシステムであるPTA団体や学校・教育委員会に対する働きかけ、メゾシステムである保護者や担任教員に対する啓発活動が講じられるようになった。

2.4. スマートフォン時代の青少年の発達環境

青少年インターネット環境整備法の施行以降、マルチステークホルダーによる様々な取組が行われてきたのだが、スマートフォンの利用環境では、その取組を見直す必要に迫られていると言える。

スマートフォンの問題は、ユーザーインターフェース性が高くハイスペックであることから、青少年がスマートフォンから提供される様々なコンテンツやサービスに没入してしまい、自己制御が利かない状況に陥ってしまう危険性を内包していることにある（齋藤・吉田, 2013）。このことは結果的に、ネット依

存などと呼ばれる問題を拡大させる要因となっている。

さらに、アプリケーションを利用することにより、気軽にSNS等のサービスに接続することが可能となったが、公共性の高いSNSにおいて不適切な写真・動画・発言の投稿により、ネット上で炎上するだけにとどまらずに、自分の個人情報や近親者のプライベートまで晒されるという問題が生じている。

さらに、気軽に利用できるようになったコミュニケーション・アプリの中には、閉鎖的なバーチャル空間によるコミュニケーションを提供しているものもあり、このような閉鎖的なコミュニケーション空間において発生するネットいじめの問題は、保護者や学校教員の保護・監督の介入を困難にしており、問題の鎮静化が容易でない状況になっている。

以上述べたように、メディアは青少年の発達のマイクロシステムに直接影響を与える性質を持っている。さらに、メディアの発展はインターネットへのアクセスの容易性を高め、自制力が未発達な青少年においては、メディアの利用を自ら適切にコントロールできない状況に陥っている。この状況下において、保護者の関与を困難たらしめている要因が、メディアのパーソナル化であると言えよう。(参照：図3)

Bronfenbrennerの発達理論に立ち返り、メディアによる青少年の発達のマイクロシステムへの影響に対する施策としては、メゾシステム環境における取組としての家庭における効果的なペアレンタル・コントロールの実施であると言える。また、エクソシステム環境におけるPTAの普及啓発活動や学校関係者による啓発教育の実施が重要となるであろう。さらに、マクロシステムにおけるインターネット関連事業者による技術的な措置や、青少年保護サービスの提供および第三者機関の認証などの有効な青少年保護対策への取組が必要となるであろう。政府・自治体においても、青少年の発達のマクロシステム環境として、有効な社会制度設計や国民に対する啓発啓蒙政策を講じて行くことが重要になると言える。

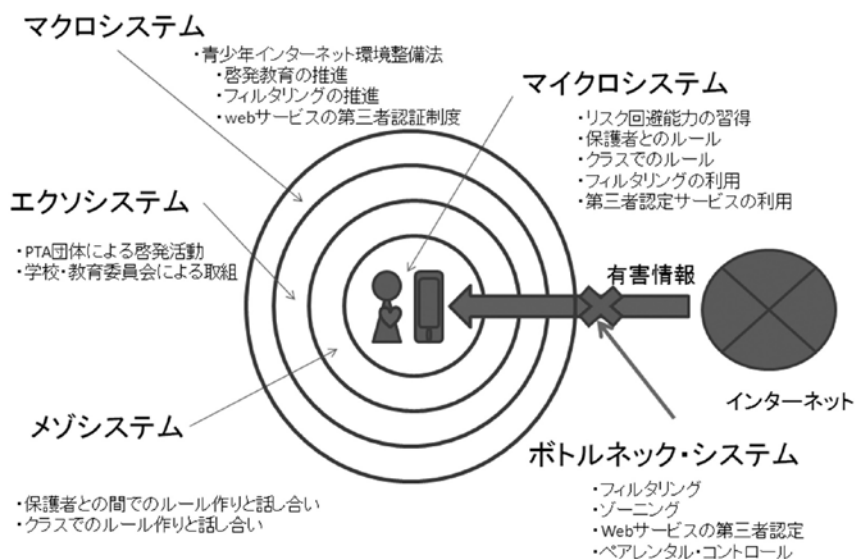


図3：Bronfenbrennerの『人間発達の生態学』を基にした青少年保護対策の方向性

柏木、古澤、宮下 (2005)を基に筆者作成

3. ILASによる青少年のリスク回避能力可視化の試み

先の議論では、Bronfenbrennerの発達理論をもとに、青少年の発達環境の各レイヤーに課せられた責務を明らかにした。OECD(2012a)の青少年保護勧告においても、各ステークホルダーには青少年に対し「インターネット上の危険を減らし、安全な利用環境を提供する」責務があることを勧告している。これらのことから、各ステークホルダーが青少年に対し安心して安全なインターネット利用環境を提供する責務が課せられていると言える。しかし、効果的な青少年保護を施行するためには、各レイヤー・レベルに落とし込んだ青少年保護政策を講じる必要がある。なぜなら、彼らの役割分担を明確にしない限り、彼らは具体的な保護対策を講じることが困難だからである。

このような問題を解決するためには、青少年を取巻く諸問題を各問題別に取上げ、その問題における各レイヤーが果たす政策的課題を明確にすることが有効であると考えられる。この考えを具現化する一方策として、エビデンスに基づく政策を援用することがあげられる。

エビデンスに基づく政策(Evidence Based Policy 以下: EBP)は、1991年にカナダのマンチェスター大学のGuyattによって提唱されたエビデンスに基づく医療(Evidence Based Medicine)を発端として(津谷, 2000)、広く社会政策、教育政策や福祉政策等の各分野において活用されているものである(石垣2001, 惣脇 2010)。OECD(2007)は、EBPを「政策を決定する際に、その各選択肢の中から誠実で明白なエビデンスを活用する」ことであるとしている。そのような客観的なエビデンスは、公共の理解を得るとともに、政府と社会との間に信頼を構築することも可能とする(OECD, 2004)。さらにOECD(2012b)は、このようなエビデンスの測定基準(metrics)として、各政策分野の実情を可視化することを可能とする指標(Indicators)を策定することの重要性を指摘している。

まだOECD(2012a)の青少年保護勧告においても、各ステークホルダーが協動的に問題の解決に取り組むために「科学的根拠に基づく政策」を施行することを奨励しており、その具体的方策として「子どもと保護者のインターネットのリテラシーの進化および利用状況を評価し適切な政策を講じる」ことについて言及している。

総務省情報通信政策研究所(2012a)ではOECDの勧告を具現化すべく、2012年に「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標(以下:ILAS)」を開発し、青少年のインターネット・リテラシー測定調査を実施している。本稿著者は、総務省情報通信政策研究所の研究プロジェクトに委員として参加し、本指標の開発と調査を実施している。ILASは、OECDの情報・コンピュータ・通信政策委員会(Information, Communications and Consumer Policy: ICCP)が取り組んでいる情報通信が社会に与えている影響について評価するために開発された指標の一つであり、青少年のインターネット・リテラシーに関する指標においては、我が国が国際指標の開発に向けて先導的に取り組んでいるものである。

ILASは、OECD(2012a)で提案されたリスク分類表を基にして青少年がインターネットを安心安全に利用できるようになるためのスキルとして15歳までに身につけることが望まれる能力をリスク定義表に108定めたものであり、この各リスク定義から導き出された能力を測定するための手法としてテスト方式が採用されている。

2012年に実施された我が国の青少年のインターネット・リテラシー測定のための大規模調査では、全国23校の高校等から協力を得て、2,937名の高校一年生等を被験者として調査が行われている。本調査は、インターネットのリスク回避能力の測定に関しては、ILASテストにより測定を行い、青少年の携帯電話の利用状況および青少年の心情に関してはアンケートにより測定し、これらをクロス分析することにより、

リスク回避能力と利用状況および心情との関係を分析評価することを試みるという政策的取組であるⁱⁱ。

総務省情報通信政策研究所(2012a, b)の報告書では、ILASの指標を用いた調査結果が報告されており、それらの結果をもとに各ステークホルダーの共同的な保護政策の施行が必要であることが言及されている。しかし、報告された調査結果から各ステークホルダーに課された政策的責務までは明確に言及されていない。このことから、本研究においては総務省総務省情報通信政策研究所(2012b)の調査データの分析結果を基に、Bronfenbrennerが提唱した人間発達の生態学における青少年の各レイヤーにおいて、インターネットを利用する青少年の保護に関係する各ステークホルダーに課された課題を明らかにするとともに、彼らに対する政策提言を試みる。

4. 青少年の各発達環境において必要とされる政策の提示

ILASによる調査は表1に示すように、2,937名の被験者を対象に実施した。ILASは、2つのパートから構成されており、①青少年のリテラシーを測定するためのテストと、②青少年のインターネットの利用状況や意識について評価するためのアンケートから構成されている。このテストとアンケートを個々に評価するとともに、クロス分析することで、青少年の保護政策を検討するための多角的なエビデンスを提示することを目指すものである(参照:表1)。

Bronfenbrennerによれば、青少年が自ら経験し、彼らの発達に直接的な影響を及ぼす発達環境がマイクロシステムとして定義されている。このマイクロシステムへの有害情報の直接的接触に対して、いかしにしてメゾシステム、エクソシステム、マクロシステム・レベルにおいて効果的な対策を講じて行くかが重要な鍵となる。

青少年の発達環境の各レイヤーに該当するステークホルダーは以下になる。メゾシステムとしての保護者が関与する家庭環境、エクソシステムとしてのPTA団体や、学校及びそれらを統括する地域の教育委員会、マクロシステムとしてのインターネット関連事業者の社会的責任活動や、政府・自治体等の青少年保護政策が該当する。OECD(2012a)は、全ての関係者がインターネット上の青少年保護に取組むことが勧告されている。さらに、青少年インターネット環境整備法においても、政府機関・自治体ⁱⁱⁱ、民間企業等^{iv}、保護者および教育関係者^v等のマルチステークホルダーが本社会問題の解決に向けてそれぞれの立

表1: ILASによる調査実施概要

実施地域	日本全国:23高校 北海道地区:1校、東北地区:2校、関東地区:5校、北陸地区:2校、信越地区:2校、東海地区:3校、近畿地区:3校、中国地区:1校、四国地区:1校、九州・沖縄地区:3校
実施形式	コンピュータベース試験(Computer Based Testing: CBT)
実施期間	2012年6月4日~7月20日
被験者数	2,937名
有効回収数	2,464名
所要時間	50分
出題数	49問(多肢選択問題)
内容	・CBT説明:10分 ・事前アンケート:5分 ・テスト受験:35分 ・事後アンケート:5分

場から青少年保護を行っていく責務があることを規定している。

以下では、各ステークホルダーがそれぞれのおかれた発達環境のレイヤーにおいて果たさなければならない政策課題について議論を展開する。

4.1. 青少年の不得意分野を補う啓発教育の実施

ILASの調査で得た青少年のリテラシーの深度を7つのリスク・カテゴリー別に比較すると「不正取引リスク(55.09%)」、「セキュリティ・リスク(59.48%)」の正答率が、他の中項目群に比べて低いことが明らかとなった(参照：図4)。

「不正取引リスク」について考えてみると、15歳相当の青少年は電子商取引の経験が浅いのではないかと考えられる。勿論、電子商取引サービスを利用する過程でリテラシーを高めることは可能であるが、リスク回避の側面から考えると、電子商取引サービスを利用する前から、電子商取引にはどのようなリスクが存在するのかについて理解しておくことは、彼らのリスクの対処能力を高めるためには必要なことであると考えられる。

次に、「セキュリティ・リスク」について考えると、本分野は技術に関する分野であるが、技術分野は不慣れな者にとっては難しく感じてしまう分野であると考えられる。必要なことは、①セキュリティに関する学習機会を確保することと、②スモール・ステップ方式で、学習者になるべく失敗しないように、学習のステップを細かく設定する。これらのことに配慮した啓発教育を行うことが重要となると考えられる。

各ステークホルダーに課された政策の方向性としては、社会教育を提供する立場である政府機関・地方自治体およびCSR活動を行う民間機関においては、啓発教育の実施プログラムを見直し「不正取引リスク」、「セキュリティ・リスク」の学習の機会を確保することが重要と言える。

学校関係者やPTA組織においては、組織的な指導体制の構築と指導力の向上に努める必要があると言える。保護者においては、これらの分野の知識の習得に努め、青少年を保護・監督するための能力の向上を図ることが求められる(参照：表2)。

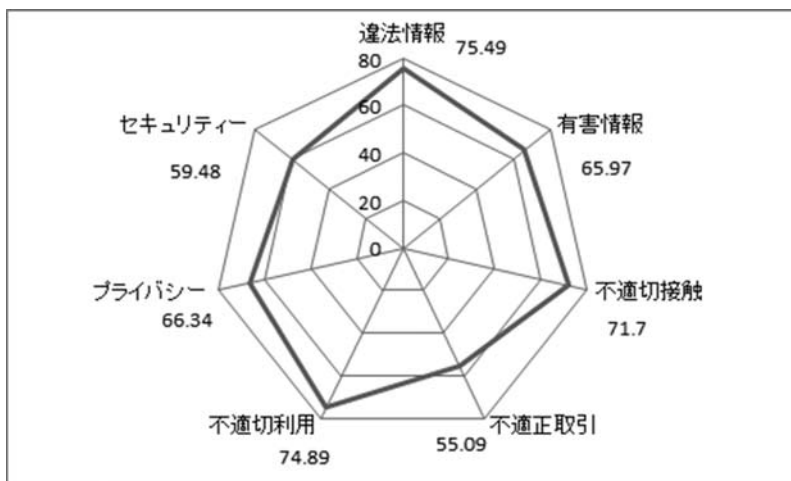


図4：各リスク・カテゴリーにおける平均正答率 (n=2464)

出所：総務省情報通信政策研究所(2012b)

表 2：各レイヤーにおける啓発教育の課題

発達環境	関係者	求められる政策
マクロシステム	政府・自治体事業者	・「不正取引リスク」、「セキュリティ・リスク」分野の啓発教育の重点化。
エクソシステム	学校関係者 PTA組織	・「不正取引リスク」、「セキュリティ・リスク」分野の指導体制の構築と指導力の向上。
メゾシステム	保護者	・「不正取引リスク」、「セキュリティ・リスク」分野の知識を獲得し青少年を保護・監督する。

4.2. リテラシーの地域間格差の是正

次に、青少年の居住する都市の規模ごとのインターネット・リテラシーの比較分析結果をみている。分析の結果、リスク・カテゴリーの3分野において、人口30万以下の都市の青少年の正答率が低かった。また、総合正答率においては、50万人以上が74%、30万人以上が73%、30万人以下が59%と人口規模が小さくなるにつれて、総合正答率も低下するという結果となった($F(2,461)=192.06, p < 0.001$) (参照：図5)。

このような結果となった要因としては、①大都市圏の方が、情報通信サービスの利用環境が整っていること、②そのことから、日ごろから情報の受発信を行っていることで彼らのインターネット・リテラシーを高めていることが考えられる。

分析結果から、都市の人口規模においてリテラシーに差があり、特に人口規模が小さい都市のリテラシーが低いことに対する対策が必要となる。リテラシーが低い原因は、実社会における情報流通の差、インターネットに関する利用情報を得るための社会基盤の差等様々な要因が折り重なっていると考えられる。

啓発教育の実践面で本課題を考えると、大都市圏に比べて、小都市圏では、社会教育として啓発教育を提供する際のネットワークが整備されていない傾向にある。具体的に述べると、大都市圏の方が、各地方都市において取組が組織だっており、研修会やシンポジウムなどの社会教育イベントとして啓発教育を提供することが容易である。一方、小都市圏ではその様に組織が形成されていないことから、啓発教育を提供することが困難な状況にある。しかし、実社会でのネットワークは未整備であっても、インターネットのネットワークは、どのような小都市にもリーチしていることから、インターネット上のリスクは、大都市であろうが小都市であろうが、青少年に対するリスクは同等であると考えられる。このことから、全国遍く啓発教育を実践して行く必要があると言える。

この課題を解決するために、各ステークホルダーに課された政策の方向性として、政府機関は地方自治体および各地域の政府の出先機関との連携を強め、全国に遍く啓発教育を提供することが求められる。民間機関には、地方支社との連携を図り、CSR活動として啓発教育を提供して行くことが求められる。

学校関係者やPTA組織においては、教育委員会やPTA組織が研修会を開催し、組織的な指導力の向上を図ることが必要になると言えよう。保護者においては、居住する地域で行われる研修会に積極的に出席し、自分の保護・監督力の向上に努める必要があると言える (参照：表3)。

4.3. 過度なインターネットの利用規制の回避

次に、オンライン・トラブルの経験者と未経験者の正答率のクロス分析をみている。その結果、総合正答率において経験者の正答率が71%となり、未経験者の正答率が65%とトラブルを経験している被験者の方が、正答率が高いという結果となった($t(2,235.53)=8.07, p < 0.001$) (参照：図6)。特に、プライバシー・セキュリティ・リスクにおいては、その開きが6ポイントと、他の分野よりも開きが大きかった。これは、

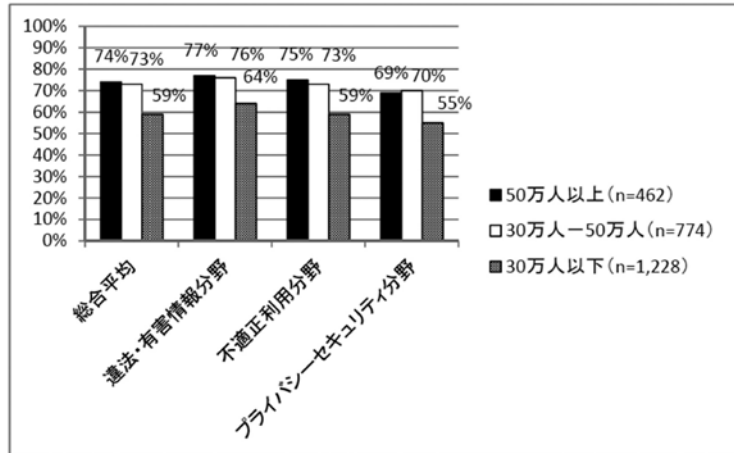


図 5：正答率と青少年の居住都市の人口規模とのクロス分析(n=2,464)

出所：総務省情報通信政策研究所(2012b)

表 3：リテラシーの地域間格差の是正の課題

発達環境	関係者	求められる政策
マクロシステム	政府・自治体 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 政府は地方自治体との連携を図り、啓発教育を遍く展開する。 事業者は地方支社との連携を図り、各地方において啓発教育を実践する。
エクソシステム	学校関係者 PTA組織	<ul style="list-style-type: none"> 地域の研修会を開催し、組織的な指導力の向上を図る。
メゾシステム	保護者	<ul style="list-style-type: none"> 居住する地域での研修会に積極的に参加し、保護・監督力を高める。

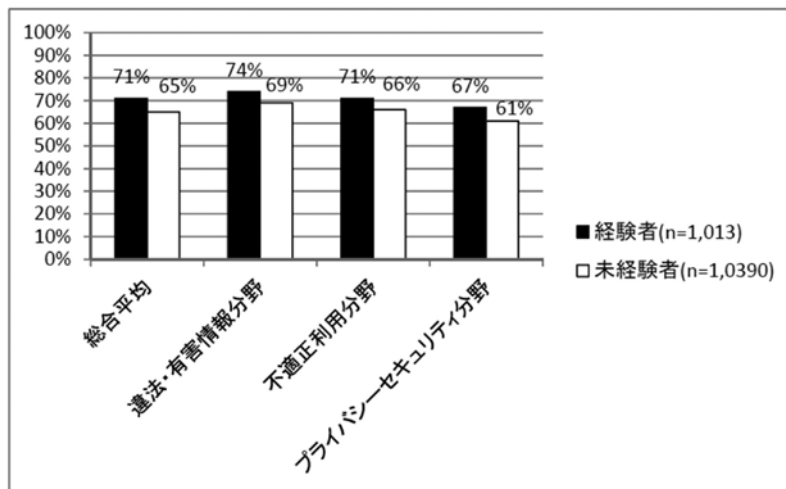


図 6：正答率とオンライン・トラブルの経験者とのクロス分析(n=2,464)

出所：総務省情報通信政策研究所(2012b)

青少年はインターネットの利用の過程で、何かしらのトラブルに遭遇し、その対処の過程においてリテラシーを習得していることが考えられる。

分析結果では、インターネット上のトラブルを経験している青少年の方が、経験していない青少年より

もリテラシーが高いと言う結果となった。このことから、過度なインターネット利用規制は、青少年のインターネット・リテラシー習得にマイナスの影響を及ぼすことが考えられる。このことから、青少年のインターネットにアクセスする自由と保護のバランスを取る必要があると言える(OECD 2012b)。

この様な課題の対応として、各ステークホルダーに求められる政策の方向性として、政府は適切な強度の技術規制および社会制度立案を目指す民間の取組を支援するとともに、青少年が自らリスク回避できる能力を身につける機会としての啓発教育の拡充を図ることが求められる。さらに、この様な施策を効果的に行うために、青少年のインターネット・リテラシーの獲得状況を定期的に調査する必要があると言える。

民間機関においては、政府機関との協力の下、適切な強度の自主規制を目指すとともに、青少年が自らリスク回避できる能力を身につける機会としての啓発教育の拡充することが求められる。

また、学校関係者やPTA組織においては、利用の禁止と言う立場は極力行わずに、家庭との連携を高め、啓発教育の観点から組織的に注意喚起を継続的に行うことが必要であろう。保護者においては、家庭での保護・監督力を高め、青少年のリテラシー習得を支援することが求められる(参照：表4)。

4.4. 各種青少年保護サービスの利用の促進

次に、ILAS調査が行った、青少年のインターネットの利用状況に関する調査結果についてみていきたい。最初に、各事業者から提供されている青少年保護サービスの利用状況の集計結果をみてみよう。

スマートフォンで利用可能な各種青少年保護サービスの利用状況について見てみると、端末のペアレンタル・コントロール機能の利用率は11.76%であることから、9割弱の青少年はペアレンタル・コントロール機能を利用していない状況であると言える。アプリダウンロード制限アプリにおいても利用率が18.7%と、8割強の青少年が本アプリ・サービスを利用していない状況にあると言える。

次に、フィルタリング・アプリにおいては、31.16%であり、3割強の青少年がフィルタリング・アプリを導入しているものの、無回答を除いた7割弱の青少年は本アプリを利用していない状況である(参照：図7)。各種青少年保護サービスの利用状況の調査結果では、全ての保護サービスの利用率が50%を下回っていた。特にペアレンタル・コントロール機能においては11.76%であった。

この課題の対応として、政府機関・地方自治体および民間団体は、相互に協働して各種青少年保護サービス利用の促進に努めることが求められる。

また、学校関係者やPTA組織においては、青少年と保護者に向けてサービスの利用の働きかけが必要になるであろう。そして、保護者においては、当事者として、青少年と話し合い、保護サービスの利用に務めることが重要となる(参照：表5)。

表4：過度なインターネットの利用規制に対する課題

発達環境	関係者	求められる政策
マクロシステム	政府・自治体事業者	<ul style="list-style-type: none"> 政府は適切な強度の技術規制および社会制度立案を目指す民間の取組を支援し、青少年が自らリスク回避できる能力を身につける機会としての啓発教育を拡充する。さらに、青少年のインターネット・リテラシーの獲得状況を定期的に調査する。 事業者は適切な強度の自主規制を目指し、青少年が自らリスク回避できる能力を身につける機会としての啓発教育の拡充を図る。
エクソシステム	学校関係者 PTA組織	<ul style="list-style-type: none"> 家庭との連携を高め啓発教育の立場から組織的な注意喚起を継続させる。
メゾシステム	保護者	<ul style="list-style-type: none"> 家庭での保護・監督力を高め、青少年のリテラシー習得を支援する。

4.5. wi-fiネットワーク用フィルタリングの利用の促進

次に、無線LANと携帯電話回線に対する利用状況と認識についてみていく。無線LANと携帯電話回線の利用に大きな開きが無いものの、「無線LANと携帯電話回線の違いが分からない」と回答した青少年が全体の30%にまで上っている（参照：図8）。本調査で問題となる点では、フィルタリング・アプリをインストールしていない場合に、無線LAN利用時にフィルタリングがかかっていない状況でインターネット利用をしていることに青少年が気づいていない可能性が高いということである。

調査結果から、スマートフォン利用者の約3割がwi-fiと3Gネットワークの違いについて認識をせずにインターネットを利用していることが明らかとなった。

この課題への対応として、政府機関・地方自治体は民間団体と協働して、3Gネットワーク用のフィルタリングのみならず、wi-fiネットワーク用のフィルタリングの認知を広め、利用の促進に努めることが重要と言える。学校関係者やPTA組織においては、青少年と保護者に対し、wi-fiネットワーク用のフィルタリングの利用の提案を行うことが求められる。さらに、保護者は青少年を保護・指導する当事者として、青少年と話し合い、本サービスの利用に務めることが必要であると言える（参照：表6）。

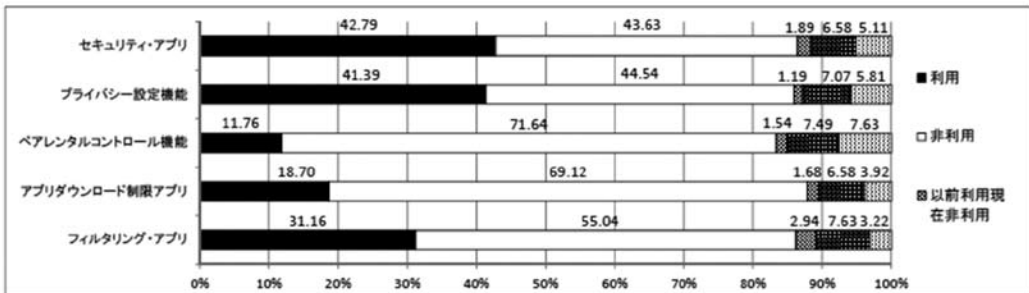


図7：各種青少年保護サービスの利用状況(n=1,428)

出所：齋藤・吉田(2013)

表5：各種青少年保護サービスの利用促進の課題

発達環境	関係者	求められる政策
マクロシステム	政府・自治体 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 政府による各種青少年保護サービスの利用の奨励・促進。 事業者による各種青少年保護サービスに関する情報提供を拡充と契約時における利用の斡旋。
エクソシステム	学校関係者 PTA組織	<ul style="list-style-type: none"> 青少年と保護者に対し各種青少年保護サービスの利用を斡旋する。
メゾシステム	保護者	<ul style="list-style-type: none"> 青少年保護サービスを利用する。特に、ペアレンタル・コントロール機能利用を検討する。

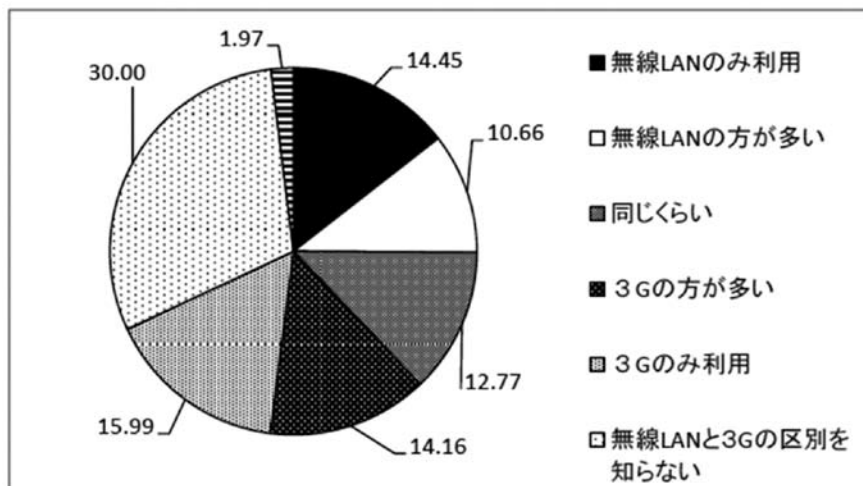


図 8：無線LANと携帯電話回線に対する利用状況と認識(n=1,370)

出所：齋藤・吉田(2013)

表 6：wi-fiフィルタリングの利用促進の課題

発達環境	関係者	求められる政策
マクロシステム	政府・自治体 事業者	・wi-fiネットワーク用フィルタリングの利用促進。
エクソシステム	学校関係者 PTA組織	・wi-fiネットワーク用フィルタリングの利用の提案。
メゾシステム	保護者	・wi-fiネットワーク用フィルタリングの利用。

5. 結論

以上みてきたように、TVメディア以降のメディアの歴史的変遷をたどりつつ、Bronfenbrennerが提唱した青少年の発達環境における各レイヤーのステークホルダーに対する政策課題について検討してきた。検討の過程において、本稿ではILASの調査結果をもとに各ステークホルダーが担う責務を明らかにするとともに、彼らに対する政策提言を行った。

本稿の考察では、青少年リテラシーの習熟が他の分野に比べて低い「不正取引リスク」、「セキュリティ・リスク」分野の啓発教育の実施の課題、リテラシーの地域間格差の問題、保護と利用の自由のバランスをとり、青少年が自らリスク回避能力を身につけていくための支援の必要性、各種青少年保護サービスの利用およびwi-fiネットワーク用フィルタリングの利用の促進をすることによる技術的な青少年保護施策の有効化の問題など様々な問題に対して、青少年の発達環境の各レイヤーで関係する政府・自治体、関係企業、学校、PTA組織及び保護者からなる各ステークホルダーが、各々の取組として本問題の解決に取組んで行くための政策的方向性を示すことができた。このことは、各ステークホルダーが担う政策の意思決定を支援するとともに、政策の効率性を高める効果があると言える。

本稿筆者が取組むべき次のステップとしては、本稿において提言した政策的方向性を、各ステークホルダーとともに実践していくことにある。そのための基礎的な根拠として、本稿が社会に貢献し、我が国青少年のインターネット利用環境が整備されることを願ってやまない。

謝辞

本研究は、総務省情報通信基盤局電気通信事業部消費者行政課、総務省情報通信政策研究所の協力を得て実施することができた。本研究は、科学研究助成金「青少年保護バイデザインを実践する青少年保護チェックリストの策定と評価に関する研究（研究課題番号：26330389）」（基盤C）および「ソーシャルコミュニティデザイン人材育成プログラムの開発と評価（研究課題番号：26560128）」（挑戦的萌芽研究）の支援を得ている。

参考文献

- [1] 内閣府 (2014). 平成25年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付青少年環境整備担当
- [2] Bronfenbrenner, U. (1979). "The ecology of human development : experiments by nature and design", Cambridge: Harvard University Press. (磯貝芳郎・福富護訳 (1996). 人間発達の生態学 (エコロジー) : 発達心理学への挑戦 川島書店)
- [3] 柏木恵子、古澤頼雄、宮下孝広 (2005). 新版発達心理学への招待 ミネルヴァ書房
- [4] 湯川進太郎 (2003). テレビと暴力 坂元 章 (編集) メディアと人間の発達—テレビ, テレビゲーム, インターネット, そしてロボットの心理的影響 学文社 pp.41-57.
- [5] 向田久美子 (2003). メディアと乳幼児 坂元 章 (編集) メディアと人間の発達—テレビ, テレビゲーム, インターネット, そしてロボットの心理的影響 学文社 pp.2-22.
- [6] 放送倫理・番組向上機構 (2013). 放送倫理・番組向上機構 規約, 放送倫理・番組向上機構 <<http://www.bpo.gr.jp/wp/wp-content/themes/codex/pdf/bpo/20130529BPOkiyaku.pdf>> (2015年10月10日確認)
- [7] 吉見俊哉、水越伸 (2004). メディア論 放送大学教育振興会
- [8] 内閣府 (2006). 第5回情報化社会と青少年に関する意識調査報告書 <<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/jouhou5/index.html>> (2015年10月10日確認)
- [9] 下田博次 (2008). 学校裏サイト 東洋経済新報社
- [10] 文部科学省 (2008a). 青少年が利用する学校非公式サイトに関する調査報告書 文部科学省 <http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1262855.htm> (2015年10月10日確認)
- [11] 中谷幸司 (2008). 法令解説 青少年インターネット利用環境整備法の制定—青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 時の法 1822 pp.29-39.
- [12] 齋藤長行・吉田智彦 (2013). 青少年のスマートフォン利用環境整備のための政策的課題—実証データ分析から導かれる政策的課題の検討— 総務省情報通信政策レビュー 第6号 pp.91-108.
- [13] OECD (2012a). "Recommendation of the Council on the Protection of Children Online", <<http://webnet.oecd.org/ocdacts/Instruments/ShowInstrumentView.aspx?InstrumentID=272&InstrumentPID=277&Lang=en&Book=False>> (October, 10, 2015)
- [14] 津谷喜一郎 (2000). コクラン共同計画とシステマチック・レビュー —EBMにおける位置づけ 公衆衛生研究49(4) pp.313-319.
- [15] 石垣千秋 (2001). 〈エビデンス〉に基づく医療から〈エビデンス〉に基づく政策へ：英国におけるEBMの展開 SRIC Report Vol.6 No.3 pp.58-66.
- [16] 惣脇宏 (2010) 英国におけるエビデンスに基づく教育政策の展開 国立教育政策研究所紀要 第139集 pp.153-168.
- [17] OECD (2007). "Knowledge Management: Evidence in Education – Linking Research and Policy",

- OECD Publishing. (OECD編, 岩崎久美子, 菊澤佐江子, 藤江陽子, 豊浩子訳 (2009). 教育とエビデンス－研究と政策の共同に向けて 明石書店)
- [18] OECD (2004). “Statics, Knowledge and Policy: OECD World Forum on Key Indicators”, <<http://www.oecd.org/site/worldforum06/36422528.pdf>> (October, 10, 2015)
- [19] OECD (2012b). “The Protection of Children Online: Risks Faced by Children Online and Policies to Protect Them”, OECD Publishing, Paris;
- [20] 総務省情報通信政策研究所調査研究部 (2012a). 青少年のインターネット・リテラシー指標 [指標開発編] 総務省情報通信政策研究所 <<http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2012/ilas2012-report-build.pdf>> (2015年10月20日確認)
- [21] 総務省情報通信政策研究所調査研究部 (2012b). 青少年のインターネット・リテラシー指標 [実態調査編] 総務省情報通信政策研究所 <<http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2012/ilas2012-report-survey.pdf>> (2015年10月20日確認)

(注)

- i 日本においては、Twitter、Facebook等のSNSはフィルタリングの対象となっている。LINEに関しては、2015年3月に第三者機関の認証を受けて、2015年4月以降はフィルタリングの対象外となっている。
- ii さらに、ILASの調査結果は、2013年に行われたOECD、ICCP、情報セキュリティ・プライバシー作業部会に (Working Party on Information Security and Privacy) にて報告され、国際的な指標の開発に向けてOECD加盟国34カ国の協議への参加のもと、継続的な審議が行われている。
- iii 青少年インターネット環境整備法第3条「基本理念」では、「民間における自主的かつ主体的な取組」を「国及び地方公共団体はこれを尊重する」とことが定められている。また第4条では、「国及び地方公共団体」は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定し、及び実施する責務を有する」ことが定められている。さらに第13条では、インターネットの適切な利用に関する教育の推進として、「国及び地方公共団体は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとする」ことが規定されている。これらのことから関係者の一員として政府機関および地方自治体があげられる。
- iv 第16条では民間の関係者を「青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者」としており、民間企業としては、インターネット関連企業等が該当することが理解できる。
- v 第16条に記載されている「その他の関係者」として内閣府・総務省・経済産業省 (2009) では、保護者および教育者が該当することを示している。